

市立保育所英語体験外国人指導員派遣業務 公募型プロポーザル実施要領

上尾市こども未来部保育課

本公募は令和８年１２月定例会における令和８年度１２月補正予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、予算成立前の準備行為として募集の手続きを行うものである。

このため、令和８年度１２月補正予算が成立した場合は本公募型プロポーザル方式により選定した事業者と契約手続きを行うものとするが、成立しなかった場合、契約を行うことができないため、十分に留意の上応募をすること。

1.業務の目的

こどもたちが保育の中で、歌や遊びを通して、楽しみながら英語に触れることを目的とする。

2.業務の概要

(1) 件名

市立保育所英語体験外国人指導員派遣業務（長期継続契約）

(2) 期間

契約締結日から令和12年3月31日まで

なお、派遣の期間は令和9年4月1日から令和12年3月31日までとする。

(3) 内容

「市立保育所英語体験外国人指導員派遣業務仕様書」及び同「特記仕様書」のとおりに。

(4) 提案上限額

20,908,800円（消費税及び地方消費税相当額を含む）。

なお、各会計年度の提案上限額は次のとおりとする。

令和9年度6,969,600円（消費税及び地方消費税相当額を含む）。

3.提出書類等

書類番号	名 称	提出期限
(1)	質問書	令和8年9月14日(月)午後5時まで
(2)	公募型プロポーザル方式参加表明書	令和8年9月24日(木)午後5時まで（必着）
(3)	業務実績調書	
(4)	資本関係又は人的関係調書	
(5-1)	提案書（正本表紙）	令和8年10月7日(水)午後4時30分まで（必着）
(5-2)	提案書（副本表紙）	
任意書式	提案書本体	
(6)	実施体制等に関する書類	
(7)	提案書の開示に係る意向申出書	
(8-1)	見積書	
(8-2)	見積金額内訳書	

4.選定スケジュール(予定)

内 容		期 間 等
公告日		令和８年９月１日（火）
１ 回 目	質問の受付期間	令和８年９月１日（火）午前９時から 令和８年９月７日（月）午後５時まで
	質問の回答期限	令和８年９月１０日（木）午後５時
２ 回 目	質問の受付期間	令和８年９月１１日（金）午前９時から 令和８年９月１４日（月）午後５時まで
	質問の回答期限	令和８年９月１６日（水）午後５時まで
参加表明書の提出		令和８年９月２４日（木）午後５時まで
提案書の提出		令和８年１０月７日（水）午後４時３０分まで
プレゼンテーション		令和８年１０月２９日（木）
評価結果通知		令和８年１１月６日（金）
評価結果の公表		令和８年１１月６日（金）
契約締結		令和９年１月下旬

※スケジュールは予定であり、変更する場合がある。

5. 実施要領、申請書類等の配付

(1) 配付開始日：令和８年９月１日（火）

(2) 配付方法

市ホームページ URL：https://www.city.ageo.lg.jp/page/383188.html

※印刷物での配付は行わない。市ホームページからダウンロードすること。

6.担当部署

上尾市 こども未来部 保育課 (担当：和久津・根岸)

所在地：〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号

電話：048-775-5044 (直通)

Eメール：s172300@city.ageo.lg.jp

7.参加資格

本プロポーザル方式に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者としてします。

(1) 上尾市物品等競争入札参加資格者名簿に登載された者

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ・ 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- ・ 上尾市契約規則第15条(第29条)の規定により市の競争入札に参加させないこととされた者
- ・ 公募の日から契約候補者決定までの期間に、上尾市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成6年7月26日市長決裁)の規定に基づく入札参加停止の措置を受けている者
- ・ 公募の日から契約候補者決定までの期間に、上尾市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成8年8月9日市長決裁)の規定に基づく指名除外の措置を受けている者
- ・ 公募の日から契約候補者決定までの期間に、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(同法第236条の規定により更生手続廃止の決定を受けた者を含む)。ただし、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がされている者を除く。
- ・ 公募の日から契約候補者決定までの期間に、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(同法第191条の規定により再生手続廃止の決定を受けた者を含む)。ただし、同法に基づく裁判所からの再生手続開始の決定がされている者を除く。
- ・ 法人税、消費税及び地方消費税、市税等を滞納している者
- ・ 同一のプロポーザル方式に参加しようとする者との間に、資本関係又は人的関係がある者。ただし、参加表明書の提出期限までの間に、資本関係又は人的関係にある他の提案者の辞退等により、参加表明書の提出期限時点で同一案件への参加状態が解消されている場合は、資本関係又は人的関係がないものとする(※)。

※資本関係又は人的関係の判断基準は、『(4)資本関係又は人的関係調書』の2ページ目をご確認ください。

(3) 過去 5 年度間（令和 3 年度～令和 7 年度）に国又は人口 10 万人以上の地方公共団体において、未就学児または小学校低学年を対象に同等業務について、契約を締結し、履行を完了した実績があること。

(4) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 5 条第 1 項に規定する労働者派遣事業者の許可を受けている者

8. 質問

(1) 受付期間

1 回目

令和 8 年 9 月 1 日（火）午前 9 時～令和 8 年 9 月 7 日（月）午後 5 時

2 回目

令和 8 年 9 月 11 日（金）午前 9 時～令和 8 年 9 月 14 日（月）午後 5 時

(2) 質問方法

『(1) 質問書』に必要事項を記載し、電子メールにて「6. 担当部署」へ提出してください。

※電子メール以外での質問は受け付けません。

※表題を『市立保育所英語体験外国人指導員派遣業務プロポーザル質問（事業者名）』とし、メール送信後、「6. 担当部署」に送信確認の電話をしてください。

※電子メールを送信する際は、コンピュータウィルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の処理を実施し、送信してください。

(3) 回答

質問事項とその回答について、1 回目は令和 8 年 9 月 10 日（木）午後 5 時までに、2 回目は令和 8 年 9 月 16 日（水）午後 5 時までに市ホームページに掲載します。

9. 参加申込み

(1) 参加表明書の提出

①提出期限：令和 8 年 9 月 24 日（木）午後 5 時まで（必着）

②提出場所：「6. 担当部署」

③提出方法：持参（平日の午前 9 時から午後 5 時まで）、郵送（書留郵便に限る。）、電子メールのいずれか。

※電子メールで提出する場合は、表題を「市立保育所英語体験外国人指導員派遣業務プロポーザル方式参加表明書（事業者名）」とし、提出書類のデータをメールに添付して送信し

てください。また、送信後「６．担当部署」に送信確認の電話をしてください。なお、コンピュータウイルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の処理を実施し、送信してください。

※持参の場合は、事前に「６．担当部署」に電話で連絡してください。

④提出書類：『（２）公募型プロポーザル方式参加表明書』

『（３）業務実績調書』

『（４）資本関係又は人的関係調書』

（２）その他

- ・提出期間内に提出書類の提出がない場合は、本プロポーザル方式への参加は認められません。
- ・提出書類を基に参加資格の確認を行い、『公募型プロポーザル方式参加資格確認結果通知書』を令和８年１０月２日（金）に送付します。
- ・『公募型プロポーザル方式参加資格確認結果通知書』により、提案者を区別する提案者番号をお知らせします。

10.提案書等の提出

参加資格を認められた場合は、以下の提案書等の書類を作成し、提出期間内に指定の方法により、「６．担当部署」へ提出してください。

（１）提出書類 ※１

	書類番号	名称	提出 部数	提出形態・提出方法
提案書 正本	（５－１）	提案書（正本表紙）	１部	紙ベース持参（平日の午前９時から午後４時３０分まで）または郵送 ※２
	任意書式	提案書本体		
	（６）	実施体制等に関する書類		
提案書 副本	（５－２）	提案書（副本表紙）	１式	電子データを担当部署メールアドレス宛てに送信 ※３
	任意書式	提案書本体		
	（６）	実施体制等に関する書類		
その他	（７）	提案書の開示に係る意向申出書	１部	紙ベース持参（平日の午前９時から午後４時３０分まで）または郵送 ※２
	（８－１）	見積書		
	（８－２）	見積金額内訳書		

※１ 提出書類（様式）は、市ホームページからダウンロードしてください。

※２ 持参の場合は、事前に「６．担当部署」に電話で連絡してください。

※３ 電子メール送信後、「６．担当部署」に送信確認の電話をしてください。容量が大きく送信が困難な場合は、事前に担当部署に電話で連絡してください。なお、コンピュータウイルス

感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の処理を実施し、送信してください。

(2) 提出期限

令和8年10月7日（水）午後4時30分まで

※郵送の場合は、令和8年10月7日(水)午後4時30分必着とします。

(3) 提案書の作成について

本要領及び「市立保育所英語体験外国人指導員派遣業務仕様書」及び同「特記仕様書」、「11. 選定方法」「(1) 評価方法」の評価基準に示す評価項目に基づき、以下のとおり提案書を作成してください。

①提案書の内容

以下の（i）～（iv）について提案書を作成してください。

（i）会社概要

企業としての強みや特色を踏まえた事業に関連する方向性、行動規範等企業理念、業務体制（事務所情報等）、担当者の知識経験年数等、業務受託実績、上尾市の保育方針への理解等を記載してください。

（ii）英語体験活動の内容

計画、活動カリキュラム及び使用媒体、内容の柔軟性、活動内容の安全性を保つ工夫、効果測定方法の提案等を記載してください。

（iii）外国人指導員の資質

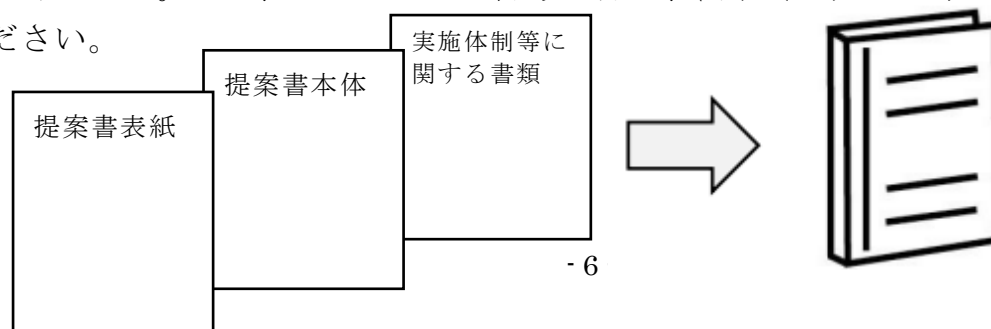
外国人指導員の採用基準及び採用体制、在籍する外国人指導員の出身国、資格、経験年数、日本語会話能力、外国人指導員採用前後の研修、指導体制について（実施時期・回数・内容等）、外国人指導員の雇用予定期間、派遣される外国人指導員の経験の有無について具体的に記載してください。

（iv）外国人指導員の管理体制

外国人指導員の勤務管理体制（業務報告資料の作成に係る指導等含む）、労務管理体制（給与、社会保険の加入、福利厚生等）、法務管理体制（ビザ関係、法令順守の取組等）、危機管理体制（派遣日当日の欠勤・遅刻等の際の代替外国人指導員の派遣体制）、保育課及び保育所との連絡体制について記載してください。

②提案書（正本）の体裁

日本工業規格によるA4判の規格ですべて片面印刷により作成し、次の順に綴ってください。また、通しでページ番号を付し、製本（ファイル等で閉じる）してください。



③提案書の文字サイズ、ページ数

使用する文字は、12ポイント以上のフォントサイズとしてください。

なお、各様式等のページ数の制限はありませんが、プレゼンテーションにおいて説明できる範囲のページ数としてください。

④提案内容の記載漏れの注意

プレゼンテーションでは、提案書に記載のない提案を新たに盛り込み、説明をすることは認められませんので、その点に留意して、漏れなく内容を記載してください。

⑤提案者情報の記載不可

提案書の副本には本市が提示した「提案者番号」を記載してください。また、副本においては、事業者が特定される記号やロゴマーク等を削除してください。

(4)『(7)提案書の開示に係る意向申出書』について

提案書等の開示請求があった場合は、原則としてその全部を公開又は公表しますが、例外的に、提案者の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより提案者の正当な利益を害する情報は、本市の判断で非公開又は非公表とします。

本市が、提案者の正当な利益を害する情報の有無を判断する際の参考とするため、意向申出書を提出してください。

(5)『(8-1)見積書』『(8-2)見積金額内訳書』について

見積金額は、仕様書及び提案書の記載内容を実現するために必要な全ての経費を積算し、消費税及び地方消費税に相当する額を含めない金額で記入してください。

※消費税及び地方消費税に相当する額を含めた金額が、提案上限額及び令和9年度提案上限額を上回らないよう注意してください。

11.選定方法

本市が設置する評価委員会が、参加表明書の提出団体数に応じて下記のとおり評価を行い、契約候補者を選定します。

○5者以下の場合…全ての事業者がプレゼンテーションを実施し、評価を行い、契約候補者を選定します。

○6者以上の場合…一次評価（提案書による書類審査）を行い、上位（5者以内）の事業者を選定します。選定された事業者によるプレゼンテーションに基づき評価を行い、契約候補者を選定します。

※参加者が1者であっても、評価（選定）は実施します。

なお、一次評価及びプレゼンテーションにおいて、評価委員の評定の平均点が60点に達しない場合は、その時点で選定されません。

また、すべての提案者について、評価委員の評点の平均点が 60 点に達しない場合は、契約予定者は選定せず、再公募を行うものとします。

(1) 評価方法

一次評価、プレゼンテーションともに、次の評価基準に基づき評価を行い、選定します。

<評価基準>

大項目	評価項目	評価の観点	配点
会社概要	- 企業理念 - 業務体制 - 業務受託実績 - 上尾市の保育方針への理解	- こどものことを一番に考え、異文化理解に貢献できる企業理念を持っているか。 - 事務所は緊急事態やトラブル発生時に迅速に対応が可能な場所(概ね 1 時間以内)にあるか。担当者の知識、経験、マネジメント能力等は十分か。上尾市を担当可能な外国人指導員(代替含む)は十分在籍しているか。 - 過去 5 年度間に国または人口 10 万人以上の自治体との受託実績は十分あるか。 - 外国語活動の意図について理解し、保育指針をふまえた具体的な提案がなされているか。	18 点
活動内容	- 計画及び使用媒体 - 内容の柔軟性 - 活動内容の安全性 - 効果測定 of 提案	- 英語体験事業の趣旨や目的、上尾市の特徴を理解し、幼児期に取り組む内容としてふさわしいものになっているか。こどもが英語に興味を持ち、積極的にコミュニケーションを図ることができる内容となっているか。活動カリキュラムや教材のバリエーションが豊富で、1 年間を通じて、こどもが英語や異文化へ興味を深めることができる具体的かつ実施可能な提案となっているか。 - 活動内容や活動報告書等について、上尾市の要望により臨機応変に対応するなど、具体的な提案となっているか。 - 幼児の特性を理解し、安全性が保たれる具体的な提案となっているか。 - 効果測定の内容が目的に沿い、具体的かつ実現可能な提案となっているか。	24 点
外国人指導員の資質	- 外国人指導員の採用 - 外国人指導員の英語力・英語指導力 - 外国人指導員の研修・指導体制 - 外国人指導員の雇用予定期間 - 派遣される外国人指導員の経験の有無	- 外国人指導員としての資質・能力を十分に備えた人材を確保するため採用基準及び体制の整備が具体的に提案されているか。 - 英語を母国語とするまたは同等(英語により 1 2 年間以上の教育を受けている等)の英語力を有し、最終学歴が大学卒業以上、またはそれと同等の教育課程を修了している外国人指導員を採用しているか。外国人指導員の英語力・英語指導力をどのように確認しているか。指導力の向上を図る手立てが取られているか。 - 外国人指導員に対して、保育者と協働しながら実践に取り組む姿勢を学ぶなど効果的な内容の研修計画が具体的な提案となっているか。組織として研修体制が充実しているか。効果的な研修が実施されているか。 - 外国人指導員の雇用予定期間は上尾市の契約期間(3 年)以上であるか。 - 上尾市に派遣される外国人指導員は未就学児または小学校低学年を対象に行う同等業務の経験者であるか。	33 点

外国人指導員の管理体制	- 外国人指導員の勤務管理 - 外国人指導員の労務管理 - 外国人指導員の法務管理 - 緊急時の代員派遣体制 - 保育課及び保育所との連絡体制	- 外国人指導員の勤務管理を適正に行う方法及び業務管理報告資料を作成するための指導方法が具体的に提案されているか。 - 外国人指導員の労務管理を適正に行う方法及び生活支援、健康支援等のサポートは十分に行われているか。 - 外国人指導員の就労ビザ等の確認方法及びその他法令を遵守させるための取組について具体的に提案されているか。 - 外国人指導員の当日の欠勤・遅刻・早退等の緊急時に迅速に対応する体制及び代替外国人指導員のための補充人員について具体的に提示されているか。 - 保育課、保育所との連絡体制及び保育所からの要望や苦情を把握し、保育課と連携する方法について具体的に提案されているか。	15 点
事業経費	・事業経費	・ 配点×（提案価格のうち最低価格/自社の提案価格）	10 点
合計			100点

※提案がない場合、要求事項を満たさない場合又は記載内容から確認できない場合は、当該評価項目の評点を 0 点とします。

※審査の観点において、複数の評価委員が評点 0 点を付けたものがあつた場合、協議のうえ選定されない場合があります。

評価は、評価委員ごとに 1 者につき 100 点満点で採点し、評点が高い順に、順位点を 1 位は 1 点、2 位は 2 点というように付け、全評価委員の順位点の合計が最も少ない者を 1 位とします。

ただし、活動内容の項目の評点が 17 点または外国人指導員の資質の項目の評点が 21 点に満たない場合は選定されず、次に順位点合計が低い者が契約候補者となります。

なお、順位点合計が同点になった場合は、以下のとおり選定するものとします。

①活動内容と外国人指導員の項目の評点合計が高い者を上位とします。

②①が同点であつた場合、外国人指導員の項目の評点が高い者を上位とします。

【順位の決定方法の例】

	委員①		委員②		委員③		順位点 合計	最終 順位
	評点	順位点	評点	順位点	評点	順位点		
A 社	100 点	1 点	70 点	2 点	75 点	3 点	6 点	2 位
B 社	90 点	2 点	75 点	1 点	85 点	1 点	4 点	1 位
C 社	70 点	5 点	30 点	5 点	50 点	5 点	15 点	不選定
D 社	90 点	2 点	60 点	4 点	80 点	2 点	8 点	3 位
E 社	85 点	4 点	65 点	3 点	60 点	4 点	11 点	4 位

※順位点の合計が最も少ない B 社が、契約候補者となります。

※C 社は評価委員の評点の平均点が 60 点に達しないため、選定されません。

(2) 一次評価の結果通知

一次評価の結果は、令和8年10月16日（金）午後5時までに、全ての参加者に電子メールにて通知します。

また、一次評価を行わなかった場合においても、令和8年10月16日（金）午後5時までに、全ての参加者に電子メールにて通知します。

(3) プレゼンテーション

①日時：令和8年10月29日（木）

②会場：上尾市役所 議会棟 4階 第3委員会室

提案者ごとのプレゼンテーションの開始時間等の詳細については、『公募型プロポーザル方式参加資格確認結果通知書』にて通知します。

※日程が変更になる場合は、別途連絡します。

③流れ

- ・提案書に基づき、20分以内でプレゼンテーションを行います。
- ・プレゼンテーションの後、質疑応答（10分程度）を行います。

④その他

- ・追加資料等の配布は禁止します。
- ・プレゼンテーションの出席者は3名以内としますが、本業務の責任者となる者は必ず出席してください。
- ・プロジェクター及びスクリーンは市が用意します。その他、必要な機器は参加者が準備してください。

(4) 契約候補者の決定

プレゼンテーション実施後、評価委員会による評価を行い、プレゼンテーションに参加した全ての提案者の順位を決定します。その結果、最終順位が上位1番目の提案者を契約候補者とします。

また、最終順位が上位2番目の提案者を次点の契約候補者とします。

(5) 評価結果の通知

プレゼンテーションに参加した全ての提案者に、「公募型プロポーザル方式評価結果通知書」を通知します。

(6) その他

①失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

ア 参加申込み及び提案に係る提出書類の提出日、提出場所、提出方法が本要領に適合しない場合

イ 「7.参加資格」の要件を満たさなくなった場合

- ウ 提出書類に虚偽の記載や著しい不備等があった場合
- エ 見積額が提案上限額（総額及び各年度の提案上限額）を超えている場合
- オ プレゼンテーションに遅刻した場合及び参加しなかった場合
- カ 選定の公平性を害する行為があったと認めた場合
- キ 上記ア～カに定めるもののほか、提案に当たり、著しく信義に反する行為等、評価委員会委員長が失格であると認めた場合

②その他

プレゼンテーション及び評価委員会は非公開とし、選定結果に対する異議申立ては受理しません。

12.結果の公表

選定結果については、令和8年11月6日（金）にホームページで公表する予定です。

13.契約の締結

契約候補者に選定された者は、本市と協議のうえ、契約に必要な書類を揃え、契約を締結するものとします。

契約候補者が、何らかの理由により契約に合意・締結しなかった場合は、次点の契約候補者を新たな契約候補者として協議を行います。

14.その他留意事項

- ① 本プロポーザル方式に参加する費用は、全て提案者の負担とします。
- ② 提出された全ての書類は、提出後の修正又は変更を一切認めません。
- ③ 提出された全ての書類は、一切返却しません。
- ④ 提出書類の著作権は、作成した提案者に帰属します。ただし、契約候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがあります。また、本市が本プロポーザル方式の結果報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- ⑤ 提案書の責任者がやむを得ない事情により交代する場合は、本市と協議し、事前に承認を得てください。
- ⑥ 本プロポーザル方式に係る情報公開請求があった場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び上尾市情報公開条例（平成11年上尾市条例第30号）に基づき、提出書類の公開について判断します。
- ⑦ 今回の募集については、契約日以降の事業の準備行為として実施するものであり、災害等により事業を中止することもあります。その場合、本市は提案に要した経費についての補償等は一切行いません。